

三笠市障害者計画[第4期]

(ぬくもりハートプラン)

平成29年度～33年度

平成29年3月

三 笠 市

目 次

第1章 計画策定の背景	P1
1 国の動向	
2 北海道の動向	
第2章 計画策定の趣旨等	P2~3
1 計画の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第3章 計画の基本的な考え方	P4~5
1 計画の基本方針	
2 計画の基本目標	
第4章 計画の施策体系	P6
第5章 計画の主要施策	P7~29
1 理解と交流の拡大	
2 地域生活支援体制の充実	
3 自立と社会参加の促進	
4 生活環境の整備	
5 保健サービスの充実	
第6章 計画策定にあたっての参考資料	P30~55
1 障がい者の状況	
2 計画策定の経過等	
3 用語の解説	

第1章 計画策定の背景

1 国の動向

わが国の障がい者施策は、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的に昭和25年（1950年）に「身体障害者福祉法」が施行され、昭和35年（1960年）には知的障がい者の福祉を図ることを目的に「知的障害者福祉法」が制定され、障がい者別に定められた法制度が成立し、それぞれに拡充が図られるとともに分野別に重点的な基盤整備が進められてきた一方で、制度間の格差や制度の谷間に陥るといった弊害を否定できませんでした。

このような状況のなか、昭和45年（1970年）には障がいの種別を超えた「心身障害者対策基本法」が成立し、その後のノーマライゼーションの社会的な広がりとともに、平成5年（1993年）には同法が改正され、「障害者基本法」として制定されました。

また、平成15年（2003年）には、従来の措置制度から利用者が自らサービスを選択し、事業者との契約により利用者本位のサービスを目指すことを目的に「支援費制度」が始まりました。平成18年（2006年）には、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別により異なっていたサービス体系を一元化する福祉サービス体系の再編などが行われました。

平成24年（2012年）には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）」とする法律が制定され、平成25年からは難病患者が障がい者の範囲に加えられました。

この間、国際社会においては、権利保障への取り組みが進み、平成18年（2006年）には国連総会で「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」が採択され、様々な分野で障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮を求めるこの条約に、わが国は平成19年（2007年）に署名し、同条約の締結に向け国内法の整備が進められてきました。

平成25年（2013年）には、障がいのある方への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を提供するとともに、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が成立し、平成28年4月1日から施行されています。

2 北海道の動向

北海道では「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を契機に、昭和57年（1982年）に「障害者に関する北海道行動計画（昭和57年度～平成3年度）」を、平成5年（1993年）に「障害者に関する新北海道行動計画（平成5年度～平成14年度）」を策定し、以来、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に10年間を計画期間とする障がい者施策に関する基本計画に基づき、総合的な施策の推進に取り組んできました。

また、障がい者施策における大きな制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づき「第2期北海道障がい者基本計画（平成25年度～平成34年度）」を策定しています。

第2章 計画策定の趣旨等

1 計画の趣旨

本市では、障がい者の生活全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成14年3月に「三笠市障害者計画[第1期]（ぬくもりハートプラン）」を、平成19年3月に「三笠市障害者計画[第2期]（ぬくもりハートプラン）」を、そして平成24年3月には「三笠市障害者計画[第3期]（ぬくもりハートプラン）」を策定し、これらの計画に基づきノーマライゼーションの理念の下、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けて、各関係団体等と連携を図りながら、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

「障がいのある人もない人も誰もが互いを理解しながら共に生きがいを持って暮らしていけるまちづくり」の実現に向け、障がい者の状況などに応じて適切なサービスに繋げるための情報提供や相談、支援体制などのほか、障がい者に対応したバリアフリー公営住宅の建設や公共施設のエレベーター設置などの施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。この間、平成24年には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」とする法律が制定され、障がい者の定義への難病等の追加や「障害程度区分」にかわって「障害支援区分」が導入されました。また、障がいのある方への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供により、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が成立し、平成28年4月1日から施行されています。このような障がい者施策における制度の変遷や改革の状況を踏まえ、前計画の考え方を基本としながら、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、新たな「三笠市障害者計画[第4期]（ぬくもりハートプラン）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

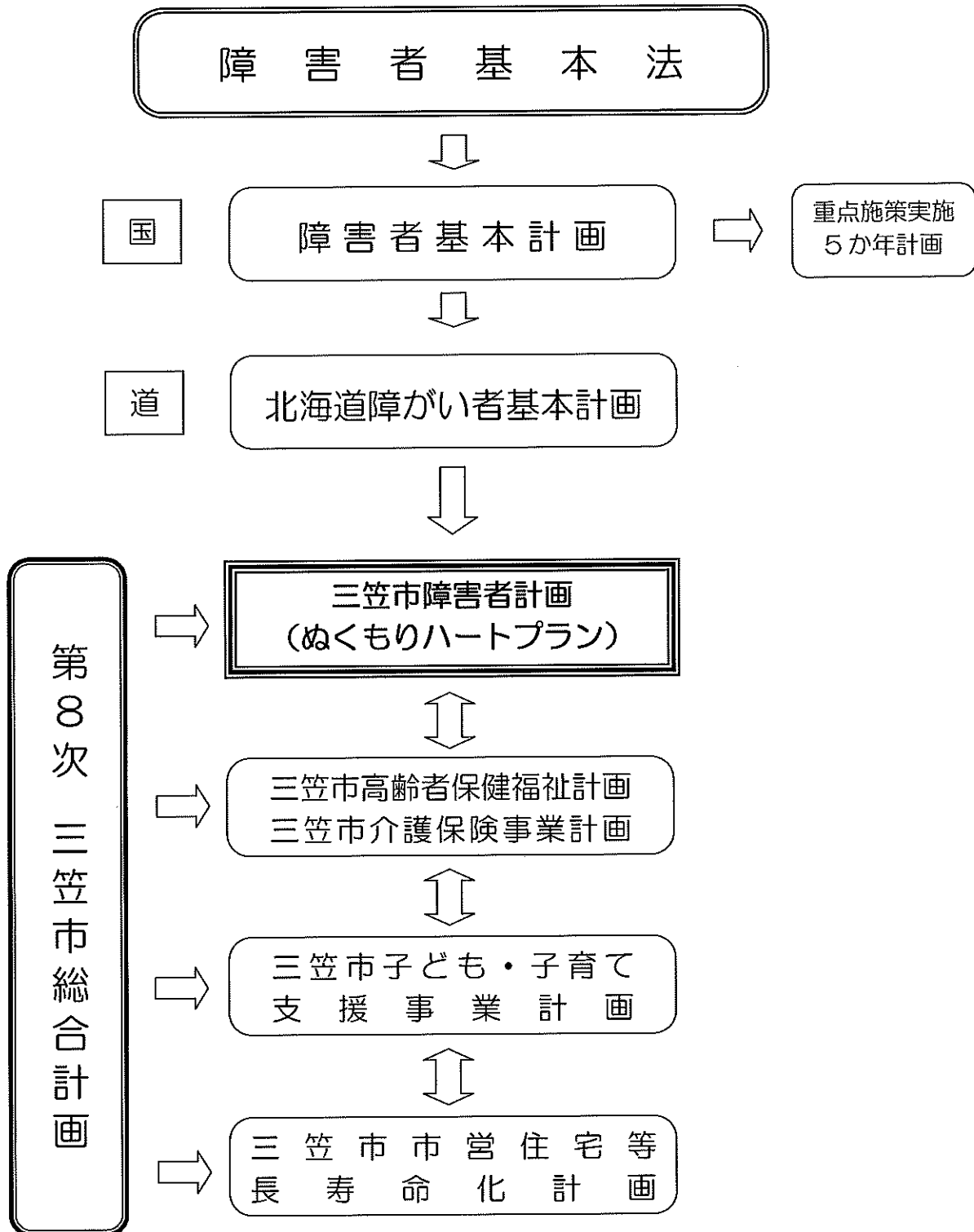
この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。また、国及び北海道が策定した上位計画や関連計画、市が策定した「第8次 三笠市総合計画」ほか各種計画等との整合性を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

なお、障害者関連施策の変化や、障害者のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

■ 障害者計画と他計画の関係図表



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、三笠市障害者計画（第3期）においては、すべての障がい者が自らの選択と決定により主体的に行動し、生きがいを持って生活できる地域社会を実現することを基本理念として進めてきました。

障がいのあるなしに関わらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して共に暮らし社会に参加していくことのできるまちの実現を目指しています。

本計画においても第3期計画の基本理念を引き継ぎ、第8次三笠市総合計画に掲げる都市像の「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を推進するため、

障がいのある人もない人も、ともに支え合い
安心して暮らせるまちづくり

を基本方針とします。

2 計画の基本目標

基本方針の「障がいのある人もない人も、ともに支え合い安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、次の5つの目標を設定し、市民、行政、社会福祉法人、医療機関、関係団体、事業所等が一体となって、各種施策・事業を推進します。

(1) 理解と交流の拡大

障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい及び障がい者に対する更なる理解を促進するため、幅広い市民を対象とした啓発活動や福祉政策、ボランティア活動等の地域福祉活動を推進します。

(2) 地域生活支援体制の充実

障害福祉サービス等について利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、安心した地域生活の実現に向けた体制の確保を図ります。

(3) 自立と社会参加の促進

障がい児一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援教育や療育を行うとともに、乳幼児期から学齢期へ、学齢期から就職・社会参加期へスムーズな移行が図られるよう適切に対応します。

また、障がい者がその意欲や能力に応じて就労するための支援に努めます。

(4) 生活環境の整備

障がい者が安心して安全に暮らすことができるよう、住宅、公共施設、道路、交通環境など生活空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、防災・防犯等の安全対策を推進します。

(5) 保健サービスの充実

障がい者への適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実させるため、保健所や医療機関等との連携を図り、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療の推進を図ります。

第4章 計画の施策体系

